

別表七の二付表六

「5の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例に関する明細書

|   |  |   |  |   |   |
|---|--|---|--|---|---|
| 連 結 事 業 年 度   | ：  | ：   | 法人名  |   |   |
| 欠 損 控 除 前 連 結 所 得 金 額<br>(別表七の二付表一「1」)  | 1  | 円   | 連 結 所 得 金 額 控 除 限 度 超 過 額<br>(1) × $\frac{50}{100}$  | 2   |   |
| 特 例 事 業 年 度   | 個 別 超 過 控 除 対 象 額 の 合 計 額<br>(各連結法人の(19)の合計額)  |   | 超 過 控 除 対 象 額<br>(26)  | (3) + (4)   |   |
| ：   | 3  |   | 4  | 5   |   |
| ：   | 円  |   | 円  | 円   |   |
| ：   |  |   |  |   |   |
| 計   |  |   |  |   |   |
| 各 連 結 法 人 の 個 別 超 過 控 除 対 象 額 及 び 超 過 控 除 対 象 額 の うち 投 資 の 額 に 対 応 す る 部 分 の 差 額 等 の 計 算                          |  |   |  |   |   |
| 連 結 法 人 名   | 投 資 額 残 額 の 計 算  |   |  |   |   |
| 投 資 の 額 の 累 計 額   | 円  | 投 資 額 残 額   | 8  | 円   |   |
|   |  | (6) - (7)   |  |   |   |
| 前 期 以 前 に 特 例 の 適 用 を 受 け た 金 額 の うち 当 該 連 結 法 人 の 投 資 の 額 に 対 応 す る 部 分 の 金 額 の 累 計 額<br>(前 期 以 前 の (9) の 合 計 額) | 「5の計」欄   |   |  |   |   |
| 個 別 超 過 控 除 対 象 額   | 認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例を適用している場合  |   |  |   |   |
|   | ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の96の2第1項」   |   |  |   |   |
|   | ② 「区分番号」欄：「10657」  |   |  |   |   |
|   | ③ 「適用額」欄：「5の計」欄の金額   |   |  |   |   |
| 特 例 事 業 年 度   | 特 例 対 象 特 定 連 結 欠 損 金 に 係 る 控 除 未 済 額 の 個 別 帰 属 額<br>(別表七の二付表一「10」)                  | (当 該 特 例 事 業 年 度 の 別 表 七 の 二 付 表 一 「12」 と (別 表 七 の 二 付 表 一 「2」 - 当 該 特 例 事 業 年 度 前 の 別 表 七 の 二 付 表 一 「8」 の 合 計 額) の うち 少 不 足 金 額<br>(マ イ ナ ス の 場 合 は 0)   | 除 額 の 個 別 帰 属 額<br>$(11) \times \frac{\text{別 表 七 の 二 付 表 一 「11」}}{\text{別 表 七 の 二 付 表 一 「12」}}$ | 配 額<br>(10) と (別 表 七 の 二 付 表 一 「11」) の うち 少 不 足 金 額 - (12)<br>(マ イ ナ ス の 場 合 は 0) | 投 資 額 残 額<br>(8) - (当 該 特 例 事 業 年 度 前 の (28))                                       |
| ：   | 10   | 11  | 12   | 13  | 14  |
| ：   | 円  | 円   | 円  | 円   | 円   |
| ：   |  |   |  |   |   |
| 特 例 事 業 年 度   | 個 別 超 過 控 除 対 象 額 の 計 算  |   |  |   |   |
|   | 連 結 所 得 金 額 控 除 限 度 超 過 額<br>(2) - (当 該 特 例 事 業 年 度 前 の (5))                         | 個 別 超 過 控 除 限 度 額<br>(13) と (14) の うち 少 不 足 金 額   | 各 連 結 法 人 の 個 別 超 過 控 除 限 度 額 の 合 計 額<br>(各 連 結 法 人 の (16) の 合 計 額)                              | 連 結 所 得 金 額 控 除 限 度 超 過 額 の 個 別 帰 属 額<br>$(15) \times \frac{(16)}{(17)}$          | 個 別 超 過 控 除 対 象 額<br>(13)、(14) と (18) の うち 少 不 足 金 額                                |
| ：   | 15   | 16  | 17   | 18  | 19  |
| ：   | 円  | 円   | 円  | 円   | 円   |
| ：   |  |   |  |   |   |
| 特 例 事 業 年 度   | 超 過 控 除 対 象 額 の 計 算  |   |  |   |   |
|   | 非 特 定 連 結 欠 損 金 に 係 る 控 除 未 済 額<br>(別 表 七 の 二 付 表 一 「16」)                            | 特 例 の 適 用 が ない 場 合 の 非 特 定 連 結 欠 損 金 当 期 控 除 額<br>(20) と (別 表 七 の 二 付 表 一 「2」 - 当 該 特 例 事 業 年 度 前 の 別 表 七 の 二 付 表 一 「8」 の 合 計 額 - 当 該 特 例 事 業 年 度 の (11) の うち 少 不 足 金 額)<br>(マ イ ナ ス の 場 合 は 0) | (20) の うち 超 過 控 除 可 能 額<br>(20) - (21)   | 投 資 額 残 額<br>(8) - (当 該 特 例 事 業 年 度 前 の (28) + 当 該 特 例 事 業 年 度 の (19))            | 各 連 結 法 人 の 投 資 額 残 額 の 合 計 額<br>(各 連 結 法 人 の (23) の 合 計 額)                         |
| ：   | 20   | 21  | 22   | 23  | 24  |
| ：   | 円  | 円   | 円  | 円   | 円   |
| ：   |  |   |  |   |   |
| 特 例 事 業 年 度   | 超 過 控 除 対 象 額 の 計 算  |   |  |   | 特 例 の 適 用 を 受 け た 金 額 の うち 当 該 連 結 法 人 の 投 資 の 額 に 対 応 す る 部 分 の 金 額<br>(19) + (27) |
|   | 連 結 所 得 金 額 控 除 限 度 超 過 額<br>(2) - (当 該 特 例 事 業 年 度 前 の (5) + 当 該 特 例 事 業 年 度 の (3)) | 超 過 控 除 対 象 額<br>(22)、(24) と (25) の うち 少 不 足 金 額  | 超 過 控 除 対 象 額 の うち 当 該 連 結 法 人 の 投 資 の 額 に 対 応 す る 部 分 の 金 額<br>$(26) \times \frac{(23)}{(24)}$  |   |   |
| ：   | 25   | 26  | 27   | 28  |   |
| ：   | 円  | 円   | 円  | 円   | 円   |
| ：   |  |   |  |   |   |
| 計   |  |   |  |   |   |

別表七の二付表六 令四・四・一以後終了連結事業年度分